国際条約 二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための

この条約の締約国は、

可能 \ <u>`</u> 玉 年の生物 物及び病原体 有 (第六回会合) 千九二 千九百九十二年 害 の管轄又は管理 な利用に関する決定第五号 な変化をもたらすおそれ を防止・ 百 の多様性 八十二年 :の移動! Ļ における生態系、 軽減 の生 \dot{O} に関する条約の締約 の下における技術 及び導入が生物 海洋法に関する国 物 し及び規制するために必要なすべての措置をとる。 の多様 0 性に関する条約 (第四 ある外来 生息地又は種を脅かす外来種に関する決定第二十三号(第六回会合) の多様性の保全及び持続 の利用に起因する海洋環境 国会議 際連合条約 回会合) 種 又は (第四回会合) 並びに二千二年の生物の多様性に関する条約 C B 新 $\widehat{\mathbf{U}}$ 種 $\widehat{\mathbf{D}}$ NCLOS) 0 当該 0) における海洋及び沿岸の生態系の保全及び持続 自的、 可能な利用を脅かしていること、 部 分へ の汚染及び海洋環境の特 第百九十六条1 船舶のバラスト水を介する有害な水生生 0 導入 (意図的 と規定していることを想起 が、 で あるか 定の 部 ずれ 千九百九 否 分に の締約国 カン \mathcal{O} 重大 を 国 間 [会議 十八 わ カ **(**侵 な 自 0

入種に関する基本原則を含む。)

に留意し、

さらに、千九百九十二年の国際連合環境開発会議(UNCED)が、 国際海事機関に対し、バラスト水の

排出に関する適当な規則の採択を検討するよう要請したことに留意し、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則15及び千九百九十五年九月十五日に国際海事機関の海洋環境保護委

員会で採択された決議 MEPC六七切に規定する予防的な取組方法に留意し、

また、二千二年の持続

可能な開発に関する世界首脳会議が、

その実施計画第三十四項的において、

バラス

ト水における外来侵入種に対処する措置の立案を促進するために全ての段階における行動を要請しているこ

とに留意し、

船 舶 からのバラスト水及び沈殿物の規制されていない排出が、 環境、 人の健康、 財産及び資源に害を与え

る有害な水生生物及び病原体の移動の起因となっていることを意識し、

国際海事機関が、 有害な水生生物及び病原体の移動に対処する目的で採択された千九百九十三年の総会決

議 A七七四

(8)及び千九百九十七年の総会決議

A八六八

(2)によってこのような問題に重点を置いていることを

認識

さらに、 複数の国が、 自国の港に入る船舶による有害な水生生物及び病原体の導入の危険を防止し、 最小

にし、 及び究極的に除去することを目的として個別の行動をとっていること並びに世界的な懸念となってい

るこのような問題には効果的な実施及び統一的な解釈のための指針と共に世界的に適用される規制に基づく

行動が必要とされていることを認識

有害な水生生物及び病原体の移動を継続的に防止し、 最小にし、 及び究極的に除去することとなる一層安

全かつ効果的なバラスト水管理の方法の開発を継続することを希望し、

船 舶 のバラスト水及び沈殿物 の規制及び管理により、 有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境

人の健康、 財産及び資源に対する危険を防止し、最小にし、 及び究極的に除去し、 当該: 規制から生ずる望ま

しくない影響を回避し、 並びに関連する知識及び技術の開発を奨励することを決意し、

これらの目的は、 船舶のバラスト水及び沈殿物 の規制及び管理のための国際条約の締結によって最もよく

達成することができることを考慮して

次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、 別段の明示の定めがない限り、

- 1 式貯蔵施設 ŧ, 該沿岸国の海岸に接続する海底及びその下の探査及び開発に従事している浮体式プラットフォーム 「主管庁」とは、 主管庁は、 (FSU)及び浮体式生産貯蔵・取卸施設 その国 その権限の下で船舶が運航している国の政府をいう。 一の政府とする。 沿岸国が天然資源の探査及び開発について主権的権利を行使する当 (FPSO)を含む。)に関しては、 いかなる国を旗国とする船舶 主管庁 は、 (浮体 当
- 2 船 舶に取り入れられた水をいう。 「バラスト水」とは、 船舶 の縦傾斜、 横傾斜、 喫水、 復原性又は応力を制御するため、 懸濁物質と共に

該

沿岸国

の政府とする。

- 3 無害化し、 過程又はこれらの組合せをいう。 「バラスト水管理」とは、バラスト水及び沈殿物の中の有害な水生生物及び病原体を除去し、若しくは 又はこれらの取入れ若しくは排出を回避するための機械的、 物理的、 化学的若しくは生物学的
- 4 「証書」とは、国際バラスト水管理証書をいう。
- 5 「委員会」とは、機関の海洋環境保護委員会をいう。
- 6 「条約」とは、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約をいう。

- 7 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の
- 測度に関する規則又はこれを承継する条約に従って計算される総トン数をいう。
- 8 「有害な水生生物及び病原体」とは、 水生生物又は病原体であって、 海洋 (河口を含む。) 又は淡水域
- に導入された場合には、 環境、 人の健康、 財産若しくは資源に危険をもたらし、 生物の多様性を損 な
- 又は他の適法な水域の利用を妨げるものをいう。
- 9 「機関」とは、国際海事機関をいう。
- 10 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。
- 11 「沈殿物」 とは、 船舶 内のバラスト 水から沈殿した物質をいう。
- 12 「船舶」 とは、水環境にお いて運航する全ての型式 の船舟類をい V) 潜水船、 浮遊機器、

浮体式プラッ

トフ ノオー ム、 浮体式貯蔵施設 F S U 及び浮体式生産貯蔵・ 取卸 施設 (FPSO) を含む。

第二条 一般的義務

1 止 締約国は、 最小にし、 船舶 及び究極的に除去するため、この条約及び附属書の規定を十分かつ完全に実施すること のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、 有害な水生生物及び病原体の移動 を防

を約束する。

- 2 附 属書は、 この条約の不可分の一部を成す。 「この条約」というときは、 別段の明示の定めがない限
- り、 附属書を含めていうものとする。
- 3 この条約 のいかなる規定も、 いずれ かの国が単独で又は他の締約国と共同して、 船舶 のバラスト水及び

沈殿物 の規制及び管理により有害な水生生物及び病原体 の移動を防止 Ļ 軽減し、 又は除去することにつ

国際法に適合する範囲内で一層厳しい措置をとることを妨げるものと解してはならない。

- 4 締 約国は、 この条約 の有効な履行、 遵守及び実施のために協力するよう努める。
- 最小にし、 及び究極的に除去するため継続的なバラスト水管理の開発及び基準の作成を奨励すること

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により有害な水生生物及び病原体の移動を防止

を約束する。

5

締

約国は、

1

て、

- 6 この条約に従って行動する締約国は、 自国又は他国 の環境、 人の健康、 財産若しくは資源が損なわれ、
- 又はこれらに害を与えることのないよう努める。
- 7 締約国は、この条約を遵守するために行われるバラスト水管理の実施が、 自国又は他国の環境、 人の健

康、 財産又は資源について防止する損害よりも大きな損害を引き起こさないことを確保すべきである。

8 な限り回避すること 物及び病原体並びにそのような生物が含まれる可能性がある沈殿物を含むバラスト水の取入れを実行可能 締約国は、 自国を旗国とする船舶であってこの条約の適用を受けるものに対し、 (機関が作成する勧告の適切な実施の促進を含む。)を奨励する。 潜在的に有害な水生生

9 ため、 害を受けやすい又は脅威にさらされている海洋生態系及び生物の多様性に対する脅威及び危険に対処する 締 約国 機関の下で協力するよう努める。 には、 バラスト水管理に関し、 いずれ · の 国 の管轄にも属さない区域における影響を受けやすい、 被

第三条 適用

- 1 この条約は、 この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、 次のものについて適用する。
- (a) 締約国を旗国とする船舶
- (b) 締約国を旗国としない船 舶 のうち締約国の権限の下で運航されているもの
- 2 この条約は、次のものについては適用しない。
- (a) バラスト水を積載するように設計されておらず、 又は建造されていない船舶

(b) 人の健康、 当該締 の締約国の船舶であって当該締約国の管轄の下にある水域においてのみ運航されているもの。 財産若しくは資源を損ない、 約国が、 そのような船舶からのバラスト水の排出が自国又は近隣の国若しくは他国 又はこれらに害を与えることとなると判断する場合は、 |の環境 この限 ただ

りでない。

- (c) 害を与えることとなる場合には、 とにより自 の締 そのような除外につい 約 国 国又は近隣 一の船が 舶であって他の締約国 の国若しくは他 ては、 当該許可を与えてはならない。 当該: 国 他の締約国 の環境、 の管轄の下にある水域においてのみ運航されているもの。 の許可を条件とする。 人の健康、 財産若しくは資源を損ない、 当該許可を与えない締約国は、 締約国 は、 当該: 許可を与えるこ 又はこれらに この条 ただ
- (d) が自国又は近隣の国若しくは他国の環境、 えることとなると判断する場合は、この限りでない。 約が当該船舶について適用される旨を当該船舶の主管庁に通報する。 を与えられていない船舶を除く。)。ただし、 の締 約国の管轄の下にある水域及び公海においてのみ運航されている船舶 人の健康、 当該締約国が、 財産若しくは資源を損ない、又はこれらに害を与 そのような船舶からのバラスト水の排出 (企の規定に従って許可

- (e) 力を阻害しないような適当な措置をとることにより、 み使用しているもの。 軍艦、 条約に即して行動することを確保する。 軍の補助艦又は締約国が所有し、 ただし、 締約国は、 若しくは運航する他の船舶であって政府の非商業的業務にの 自国が所有し、 これらの船舶が合理的 又は運航するこれらの かつ実行可能である限りこ 船 舶 \mathcal{O} 運 統又は 運 航能
- (f) 船 舶 における密封タンク内の恒久的なバラスト水であ って排出することのない もの

 \mathcal{O}

3 ことを確保するため、 締 約 国 は この条約 必要に応じてこの条約の規定を適用する。 の締約国 「でない」 玉 |の船 舶 に対 Ų 層 有利 な取 扱い が それら \mathcal{O} 船舶に与えられない

締 約国は、 第四条 この条約が適用される船舶であって、 船舶 のバラスト水及び沈殿物による有害な水生生物及び病原体の移動 自国を旗国とするもの又は自国 |の権限 の規 の下で運航され 制

1

するよう要求し、 ているものがこの条約に定める要件(この条約の附属書に定める関係基準及び関係要件を含む。)に適合 並びにこれらの船舶 が当該要件に適合することを確保するため効果的な措置をとる。

2 ス 締 水管理 約国は、 のための その個 国内政策、 々の状況及び能力に妥当な考慮を払い、 戦略又は計画であって、この条約の目的に合致し、 その管轄の下にある港及び水域に かつ、 その達成を促進 おけるバラ

するものを立案する。

第五条 沈殿物の受入施設

1 締約国は、バラスト・タンクの洗浄又は修理が行われる港及び係留施設であって当該締約国が指定する

ŧ を確保することを約束する。 のにおいて、 沈殿物を受け入れるための十分な施設が、 そのような受入施設は、 船舶に不当な遅延を生じさせずに運用されるものと 機関が作成する指針を考慮して設けられること

当該沈殿物の安全な処理であって、 自国又は他国 の環境、 人の健康、 財産若しくは資源を損なわ

又はこれらに害を与えないものを提供するものとする。

2 申立てを機関に通報するものとし、 締約国は、 1の規定によって設けられる施設が不十分であるとの申立てがあった場合には、 機関は、 当該申立てを他の関係締約国に通報する。 その全ての

第六条 科学的及び技術的研究並びに監視

1 締約国は、単独で又は共同して、次のことに努める。

- (a) バラスト水管理に関する科学的及び技術的研究を促進し、及び容易にすること。
- (b) 自国の管轄の下にある水域においてバラスト水管理の影響を監視すること。

ことが確認された生物及び病原体によって引き起こされる悪影響に関する観察、 これらの研究及び監視には、 技術又は方法の実効性及び悪影響並びに船舶のバラスト水により移動 測定、 試料採取、 評 した 価及

2 締 約国 は、 この条約 の目的を達成するため、 次の事項に関連する情報を要請する他 の締約国がそれ らの

び分析を含めるべきである。

(a) 情 報を利用することができるようにすることを促進する。 、ラス ト水管理に関して実施される科学的及び技術的 計画並 びに技術的

措置

(b) 監視及び評価の計画から推論されるバラスト水管理の実効性

第七条 検査及び証明

- 1 象となるものが附属書に定める規則に従って検査され、 締 約国は、 自国を旗国とする船舶又は自国 の権限の下で運航されている船舶であって検査及び証明の対 及び証明されることを確保する。
- 2 加的な措置を検査し、 証明を要求してはならず、 第二条3及び附属書C節の規定による措置を実施する締約国は、 及び証明する義務を負わない。 また、 当該 他 の締 約国 一の船 当該追加的な措置の確認は、 舶の主管庁は、 他の締 当該措置を実施する締 約 国 \mathcal{O} 船 この措置を実施する締 舶 の追 加 約 的な検査及び 国 が 課 ず追

約国 の責任であり、また、 当該追加的な措置の対象となる船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。

第八条 違反

1 は、 また、 年以内に措置をとらない場合には、当該締約国にその旨を通報する。 と認めるときは、 ことができる。 止され、 この条約に基づく義務の全ての違反は、 当該締約国及び機関に対し、 通報を行った締約国に対し、申し立てられた違反についての追加的な証拠を提出するよう要請する かつ、 処罰されるものとする。 当該主管庁は、 自国の法令に従ってできる限り速やかに司法的手続が行われるようにする。 申し立てられた違反につき司法的手続をとるために十分な証拠が とられた措置を速やかに通報する。 主管庁は、 違反が行われた場所のいかんを問わず、 違反の通報を受けた場合には、 当該主管庁は、 調査を行うものとし、 主管庁の法令により禁 情報を受領した後 当該主管庁 存在する

- 2 され、かつ、 締約国の管轄権の範囲内におけるこの条約に基づく義務の全ての違反は、 処罰されるものとする。このような違反が行われた場合には、 当該締約国の法令により禁止 当該締約国は、次のいずれか
- (a) 自国の法令に従って司法的手続が行われるようにすること。

の措置をとる。

- (b) 自国の所有する当該違反に関する情報及び証拠を問題となる船舶の主管庁に提出すること。
- 3 止するため十分に厳格なものとする。 この条の規定に基づき締約国の法令に定める罰については、 場所のいかんを問わずこの条約の違反を防

第九条 船舶の監督

- 1 この条約 の適用を受ける船舶は、 当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、 他の締約
- 玉 の港又は沖合の係留施設において、 当該他の締約国 から正当に権限を与えられた職員による監督を受け
- ることがある。 この監督は、 2に規定する場合を除くほか、 次の事項に限られる。
- (a) 船舶内に有効な証書を備えていることの確認。 当該証書は、 有効なものである限り、

認容される。

(b)

バラス

ト水記録簿の検査

- (c) 要する時間を船舶 機関が作成する指針に従って行われる船舶のバラスト水の試料採取。ただし、試料を分析するために の運航、 移動又は出航の不当な遅延の根拠として使用してはならない。
- 2 には、 船舶 詳細な監督を行うことができる。 が有効な証書を備え置いていない場合又は次のいずれかに該当すると認める明確な根拠がある場合

- (a) 船舶又はその設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合
- (b) うな手続を実施していなかった場合 船長及び乗組員がバラスト水管理に関する船舶における主要な手続に精通していない場合又はそのよ
- 3 なくバラスト水を排出することができるようになるまで、 監督を行う締約国 は、 2に規定する場合には、 船舶が環境、 バラスト水を排出させないため 人の健康、 財産又は資源に害を与えること の措置をとる。
- 1
- 2 該船舶に警告を与え、 ことができる。 施設若しくは利用可能な受入施設への航行を目的として当該港又は沖合の係留施設を離れる許可を与える する港又は沖合の係留施設がある締約国は、 る港若しくは沖合の係留施設がある締約国は、 船 締 約国は、 舶がこの条約に違反したことが発見された場合には、 第十条 違反の発見及びこの条約 ただし、環境、 違反の発見及び船舶 抑留し、 又は排除するための措置をとることができる。もっとも、 人の健康、 の監督 の実施について協力する。 財産又は資源に害を与えないことを条件とする。 当該船舶に対し、バラスト水の排出又は最寄りの適当な修 第八条に規定する処罰又は前条に規定する措置に加え、 船舶 の旗国である締約国又は当該船舶が 当該船舶が 漫航す 運航 当 理

3 には、 ことが示される場合又は他の港若しくは沖合の係留施設から入手したそのような情報が裏付けられる場合 前条1ccに規定する試料採取の結果、 当該船 舶が運航する水域がある締約国は、 船舶が環境、 そのような脅威が除去されるまでの間、 人の健康、 財産若しくは資源を脅かすおそれがある 当該 船舶がバラ

ス

ト水を排

出することを禁止する。

4 う、 入った時に当該船 拠を付して調査を要請 締 当該調査を要請した締約国及び当該船舶の主管庁の権限のある当局に送付する。 約国 は 他 の締約国 舶 の調査を行うことができる。 され から船舶がこの条約に違反して運航しているか又は運航していたという十分な証 た場合にお いて、 当該 この調 S 船舶 が自 査に 国 つい の管轄の下にある港又は沖合の ての報告は、 適当な措置がとられるよ)係留: 施設に

第十一条 監督措置の通報

- 1 約の違反が明らかになった船舶は通報を受ける。 第九条又は前条の規定に従って行われた監督によりこの条約の違反が明らかになった場合には、この条 報告書(当該違反の証拠を含む。)は、 主管庁に対して
- 2 第九条3又は前条2若しくは3の規定に従って措置をとる場合において、 当該措置をとる職員は、 当 該

送付する。

措置を必要と認める事情につき、 不可能なときは当該船舶の旗国の領事若しくは外交代表に通報する。さらに、証書の発給について責任を 当該船舶の主管庁に直ちに書面で通報し、又は主管庁に通報することが

有する認定された団体に対しても、

通報する。

3 又は当該船 船舶の寄港国 舶が次の寄港地 の当局は、 第九条3若しくは前条2若しくは3に規定する措置をとることができない場合 へ航行することを認める場合には、 2に規定する旗国の関係者のほ か に、 次の

第十二条 船舶の出航の不当な遅延の回避

寄港地に対

Ų

違反についての関連情報を通報する。

1 航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。 第七条2、 第八条、 第九条又は第十条の規定の適用に当たっては、 船舶を不当に抑留し、 又は船舶 の出

2 せられた場合には、被った損失及び損害の賠償を受ける権利を有するものとする。 船舶は、 第七条2、第八条、第九条又は第十条の規定により不当に抑留され、又は不当に出航を遅延さ

第十三条 技術援助、協力及び地域的協力

1 締約国は、 直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、 船舶 のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理

に関し、 適当な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束す

る。

- (a) 人員を訓練すること。
- (b) 関係する技術、 資材及び施設を利用することができることを確保すること。
- (c) 共同の研究開発計画を開始すること。
- (d) この条約及びこの条約に関連して機関が作成する指針の効果的な実施を目的とする他の措置をとるこ

<u>ل</u> -

2 策に従って積極的に協力することを約束する。 締約国は、 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する技術の移転につき、 自国の法令及び政

3 は、 共 通 域的協力(この条約に適合する地域的取極 この条約の目的を推進するため、特定の地理的区域における環境、 調和のとれた手続を作成するため、 の利益を有する締約国、 特に閉鎖海又は半閉鎖海に面した締約国 当該地域的取極の締約国と協力するよう努める。 の締結によるものを含む。) は、 人の健康、 を強化するよう努める。 地域的特性を考慮した上で、 財産及び資源を保護する 締約国 地

第十四条 情報の伝達

- 1 締約国は、 機関に対し、 次の情報を報告するものとし、 適当な場合には、 他の締約国に対して次の情報
- を利用可能 にする。
- (a) ラスト水管理に関する要件及び手続 (自 国 の法令及びこの条約の実施のため の指針を含む。
- (b) バラスト水及び沈殿物の環境上安全な処理の ための受入施設 の利用可 能性及び場所

-四規則に定める理由によりこの条約を遵守することができない船舶

からの

情 報に関する要件 (c)

附

属書

A

ー三規則及びB

- 2 機関は、 この条の規定に基づく通報の受領を締約国に通報するものとし、 16及び0の規定に基づいて
- 伝達された情報を全ての締約国に送付する。

第十五条 紛争解決

締約国は、 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉、 審査、 仲介、 調停、 仲裁裁判、 司法

的解決、 地域的機関若しくは地域的取極 の利用又は紛争当事国が選択するその他の平和的手段により解決す

る。

第十六条 国際法及び他の協定との関係

この条約のいかなる規定も、 海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際慣習法に基づく締約国の

権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十七条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、 機関 の本部において、 二千四年六月一日から二千五年五月三十一日までは署名のため、そ

の後は加入のため、開放しておく。

2 ずれの国も、 次のいずれかの方法により締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、 受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准、 受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

4 この条約が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその 領域内に有す

る国は、 署名、 批准、 受諾、 承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用す

るか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言するものとし、別の宣言を行うことによ

りいつでもこの宣言を修正することができる。

5 4に規定するいかなる宣言も、 寄託者に対し書面により通報されるものとし、この条約が適用される地

域を明示する。

第十八条 効力発生

1 とすることなく署名し、 セントに相当する商船船腹量以上となる国が、 この条約は、三十以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の三十五パー 又は批准書、 受諾書、 承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で、 前条に定めるところにより批准、 受諾若しくは承認を条件 効力

2 准書、受諾書、 の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。 この条約の効力発生のための要件が満たされた日からこの条約の効力発生の日までの間にこの条約の批 承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、 承認又は加入は、この条約

3

この条約の効力発生の日の後に寄託される批准書、

受諾書、

承認書又は加入書は、

寄託の日の後三箇月

で、効力を生ずる。

4 書、 この条約の改正が次条の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、 承認書又は加入書は、 改正された条約に係るものとする。 受諾

第十九条 改正

1 この条約 は、 この条に定めるいずれかの手続に従って改正することができる。

2 機関における審議の後の改正

(a) 局長は、 締約国は、 審議の少なくとも六箇月前に、 この条約の改正を提案することができる。 当該改正案を締約国及び機関の加盟国に対し回章に付する。 改正案は、 事務局長に提出するものとし、 事務

(b) は、 (a)の規定により提案され、かつ、回章に付された改正案は、審議のため委員会に付託する。 機関 の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため委員会の審議に参加する権利を 締約国

有する。

(c) だし、 改正案は、 投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。 委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。た

- (d) ©の規定に従って採択された改正は、受諾のため、事務局長が締約国に送付する。
- (e) 改正は、次に定めるところにより受諾されたものとみなす。
- (i) 日に受諾されたものとみなす。 この条約のいずれかの条の改正は、 締約国の三分の二以上が事務局長に対し改正の受諾を通告した
- (ii) には、 れたものとみなす。 附属書 当該改正は、 の改正は、 受諾されなかったものとみなす。 採択 ただし、三分の一を超える締約国が改正に対する異議を事務局長に通告した場合 の日の後十二箇月の期間が満了した時又は委員会が決定する他 の日に受諾さ
- f 改正は、次に定めるところにより効力を生ずる。
- (i) の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。 この条約のいずれかの条の改正は、受諾する旨の宣言を行った締約国については、 当該改正が(e)(i)
- (ii) 効力を生ずる。ただし、次の締約国については、この限りでない。 附属書の改正は、全ての締約国について、 当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で
- (1) (e)iiの規定により当該改正に対する異議を通告し、 かつ、当該異議を撤回しなかった締約国

- (2)当該改正の効力発生前に、当該改正はその受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨
- を事務局長に通告した締約国
- (g) (i) ffiillの規定により異議を通告した締約国は、 その後、 改正を受諾する旨を事務局長に通告するこ

いず

とができる。 当該改正は、 当該締約国について、 受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日の

(ii) れ か遅い日の後六箇月で効力を生ずる。 締約国が、 fii2に規定する通告を行い、 改正についての受諾を事務局長に通告した場合には、

六箇月で効力を生ずる。 該改正は、 当該締約国について、受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日のいずれ か遅い

日

の後

当

- 3 会議による改正
- (a) について審議するため、 機関は、 いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この条約の改正 締約国会議を招集する。
- (b) 採択された改正を、 事務局長は、 締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で 受諾のため、 全ての締約国に送付する。

- (c) 改正は、 締約国会議において別段の決定が行われない限り、2回及びffに定めるところにより、受諾
- 4 附属書の改正の受諾を拒否した締約国は、当該改正の適用においてのみ、 締約国でない国として取り扱

されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。

わ れる。

- 5 この条の規定に基づく通告は、 事務局長に対し書面によって行う。
- 事務局長は、 締約国及び機関の加盟国に対して次の事項を通報する。
- 6

効力を生ずる改正並びに当該改正が効力を生ずる日及び当該改正が各締約国について効力を生ずる日

(b) この条の規定に基づく通告 (a)

廃棄

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄

することができる。

2 で、 廃棄は、寄託者に対して廃棄書を寄託することによって行われ、 又は当該廃棄書に明記された一年よりも長い期間の後に、効力を生ずる。 寄託者が当該廃棄書を受領した後一年

第二十一条 寄託者

1 この条約は、 事務局長に寄託する。 事務局長は、 この条約の認証謄本をこの条約に署名し、 又は加入し

た全ての国に送付する。

2 事務局長は、この条約において別に規定する任務のほか、 次の任務を有する。

(a) 全ての署名国又は加入国に対して次の事項を通報すること。

(ii) この条約の効力発生の日 (i)

新たに行われた署名又は批准書、

受諾書、

承認書若しくは加入書の寄託及びそれらが行われた日

(iii) この条約の廃棄書の寄託、 その受領の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(b) この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文を登録及び

公表のため国際連合事務局に送付すること。

第二十二条 用 語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、 英語、 フランス語、 ロシア語及びスペイン語によ

り原本一通を作成する。

二千四年二月十三日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

A節 一般規定

A-一規則 定義

この附属書の適用上、

1 検査基準日」とは、 証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

2 「バラスト水容積」とは、 バラスト水の運搬、 積載又は排出に用いられる船舶内の全てのタンク、 場所

又は区画 (バラスト水の運搬ができるように設計された多目的タンク、 場所又は区画を含む。) の総容積

をいう。

3 「会社」とは、 船舶の所有者又は船舶の管理者若しくは裸傭船者のような他の団体若しくは個人であっ

て、 ド(ISMコード)(注1)によって課される全ての任務及び責任を負うことに同意したものをいう。 船舶の所有者から船舶の運航についての責任を負い、かつ、当該責任を負うに際し国際安全管理コ

注 1 機関が決議A七四一(8)において採択したISMコード(改正を含む。)を参照すること。

4.3

全ての建造材料の少なくとも五十トン又は全ての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのう

の組立てが開始されたこと。

5

いずれ

か少ないものによって船舶

われ

ている段階

4. 2

特定

の船舶に係るものと特定することのできる建造が開始されたこと。

4. 1

キールが据え付けられた段階

4

「建造された」とは、

船舶について、

次のいずれかの建造段階にあるものをいう。

5

4.4 主要な改造が行

「主要な改造」とは、

船

舶

の次のいずれ

かの改造をいう。

バラスト水の積載容量の十五パーセント以上を変更する改造

船舶 の種類を変更する改造

5. 2

5. 1

5.3

バラスト水システムに変更をもたらす改造 (構成部品の交換を除く。)。この附属書の適用上、

D

その目的が船舶の耐用年数を十年以上延長する計画であるものと主管庁が認める改造

規則の規定に適合するための船舶の改造は、主要な改造とはみなさない。

|最も近い陸地から」とは、国際法に従って設定された領海の幅を測定するための基線からをいう。| た

6

二八

まで、そこから南緯二十四度三十分東経百五十四度の点まで、そこからオーストラリアの海岸における南 そこから南緯十七度三十分東経百四十七度の点まで、そこから南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点 分の点まで、そこから南緯十度東経百四十二度の点まで、そこから南緯九度十分東経百四十三度五十二分 だし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オース 緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。 の点まで、そこから南緯十三度東経百四十五度の点まで、そこから南緯十五度東経百四十六度の点まで、 の点まで、そこから南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、そこから南緯十度四十一分東経百四十五度 トラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五

7 (ウイルス又は菌類を含む。)をいう。 「活性物質」とは、 有害な水生生物及び病原体に対して一般的な又は特定の作用を有する物質又は生物

A-二規則 一般的な適用

別段 の明文の規定がある場合を除くほか、バラスト水の排出は、この附属書の規定に基づくバラスト水管

理によってのみ実施するものとする。

A-三規則 適用除外

B-三規則の要件又は条約第二条3及びこの附属書C節の規定により締約国が採用した措置は、 次の事項

については、適用しない。

1 緊急の場合の船舶の安全を確保し、 又は海上において人命を救助するために必要なバラスト水及び沈殿

物の取入れ又は排出

2 船 舶 又はその設備の損傷に起因するバラスト水及び沈殿物の排出又は浸入。ただし、次のことを条件と

する。

2. 1 損傷の発生又は損傷若しくは排出の発見の前後に、 排出を防止し、 又は最小にするため、全ての合理

的な予防措置がとられていること。

2. 2 船舶の所有者、会社又は担当職員が、故意又は無謀に損傷を引き起こさなかったこと。

又は最小にするためのバラスト水及び沈殿物の取入れ及び排出

4 同 一のバラスト水及び沈殿物の公海上の取入れ及びその後の排出

3

船舶による汚染事件を回避し、

5 バラスト水及び沈殿物の全部を取り入れた場所と同じ場所における船舶からのバラスト水及び沈殿物の

排出。 る。 その混合が発生した場合には、 ただし、他の水域からの管理されていないバラスト水及び沈殿物と混合していないことを条件とす 他の水域で取り入れられたバラスト水については、この附属書に基づ

A — 四規則 免除

くバラスト水管理に従う。

1 締約国は、 自国 の管轄の下にある水域内において、 条約において別に規定する免除のほか、 В —三規則

又 は C Ĭ — 規則を適用するための要件を免除することを認めることができる。ただし、 次の条件を満たす

場合に限る。

1.1 免除が、 特定の港若しくは場所の間を航海中の船舶又は特定の港若しくは場所の間のみを運航する船

舶に対して認められること。

1. 2 免除が、 中間的な見直しを条件として、五年以内の期間有効であること。

1.3 免除が、 1.に規定する港又は場所の間以外のバラスト水又は沈殿物を混合していない船舶に対して認

められること。

1.4 免除が、 機関が作成する危険性の評価に関する指針に基づいて認められること。

2 1の規定によって認められる免除が、 機関に通報され、 関連情報が締約国に対して回章に付されるま

で、当該免除の効力は生じない。

3 この規則の規定に基づいて認められた免除は、 近隣の国又は他国の環境、 人の健康、 財産若しくは資源

を害し、又はこれらに対して損害を与えてはならない。 悪影響を受けるおそれがあると当該免除を認める

締約国が判断する全ての国は、 特定された懸念を解消するために協議を受ける。

4 この規則の規定に基づき認められた免除は、 バラスト水記録簿に記録するものとする。

A-五規則 同等の適合性

娯楽若しくは競技のためにのみ使用されるプレジャーボート又は主として捜索及び救助に使用される舟艇

であって、全長五十メートル未満で、かつ、バラスト水容積が最大八立方メートルのものとこの附属書との

同等の適合性については、 機関が作成する指針を考慮して主管庁が決定する。

B節 船舶に対する管理及び規制の要件

B-一規則 バラスト水管理計画

船舶は、 バラスト水管理計画を備え、 かつ、これを実施するものとする。 当該計画は、 機関が作成する指

針を考慮して主管庁が承認する。バラスト水管理計画は、それぞれの船舶に固有のものであり、かつ、少な

くとも次の要件を満たすものとする。

1 この条約によって要求されるバラスト水管理に関連する船舶及び乗組員のための安全に関する手続を詳

述すること。

2 この条約に定めるバラスト水管理の要件及び補足的なバラスト水管理の方法を実施するためにとられる

措置を詳細に記述すること。

3 沈殿物の次に掲げる処理のための手続を詳述すること。

3.1 海上における処理

3.2 陸揚げによる処理

4 バラスト水の海洋への排出を伴う船舶内のバラスト水管理についてバラスト水の排出が行われる水域の

所在する国の当局と調整を行うための手続を含むこと。

5 計画が適切に実施されるよう確保することを担当する船舶内の職員を指名すること。

6 この条約に基づいて定める船舶についての報告の要件を含むこと。

7 船 舶の常用語で記載されること。使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、

三四

これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

B-二規則 バラスト水記録簿

1 船舶は、バラスト水記録簿 (電子記録システムによるもの又は他の記録簿若しくはシステムに統合され

ているものを含む。)を備えるものとし、 当該バラスト水記録簿には、 少なくとも付録Ⅱに規定する情報

を記載するものとする。

2 バラスト水記録簿へ の記載は、 最後の記載を行った後少なくとも二年間船舶内に保持し、 その後は、

会

社の管理の下に少なくとも三年間保持するものとする。

3 A-三規則、A-四規則若しくはB-三規則6に基づくバラスト水の排出を行う場合又は事故その他の

理由による例外的なバラスト水の排出であってこの条約によって除外されていないものを行う場合には、

バラスト水記録簿に当該排出の状況及び理由を記載するものとする。

4 バラスト水記録簿は、 合理的なときはいつでも容易に検査することができるように備えるものとし、 乗

組員のいない被えい航船の場合には、えい航船に備えることができる。

5 は、 作業の担当職員によって署名され、各記載が完了したページには、 バラスト水に関する作業は、バラスト水記録簿に遅滞なく完全に記録するものとする。 船舶の常用語で記載する。 その言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言 船長が署名する。バラスト水記 各記載は、 当 該 録 簿

語

 \mathcal{O}

いいずれ、

かによる訳文を付する。

船舶の旗国の公用語も使用される場合において、

記載の不一致がある

ときは

当該公用語による記載が優先する。

6 写しは、いかなる訴訟手続においても、 スト水記録簿の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。このようにして証明された のとし、また、 又は沖合の係留施設にある間は、 締 約国から正当に権限を与えられた職員は、 当該バラスト水記録簿の記載の写しを作成し、 当該 船舶に備えられているバラスト水記 当該記載が述べている事実の証拠と認められる。バラスト水記録 この規則の適用を受けるいずれかの船舶が当該締約 当該船舶の船長に対しその写しが当該バラ 録簿を検査することができるも 国 一の港

B-三規則 船舶のためのバラスト水管理

簿の検査及び証明された写しの作成は、

船舶に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やか

- 1 二千九年より前に建造された船舶であって、
- 1.1 は、 千五百立方メートル以上五千立方メートル以下のバラスト水容積を有するものは、二千十四年まで 少なくともD-一規則又はD-二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行い、その後は、少

なくともD-二規則に定める基準を満たすものとする。

千五百立方メートル未満

1.2

の又は五千立方メートルを超えるバラスト水容積を有するものは、二千十六

年までは、 少なくともD-一 規則又はD-二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行い、 その後

は、 少なくともDー二規則に定める基準を満たすものとする。

- 2 舶 1 の引渡しの基準日の後遅くとも最初の中間検査又は更新検査のうちいずれか早い検査までに1の規定を の規定が適用される船舶は、 当該船舶に適用される基準の遵守が求められる期限の年における当該船
- 3 くともD-二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行うものとする。 二千九年以後に建造される船舶であって五千立方メートル未満のバラスト水容積を有するものは、少な

遵守するものとする。

4 二千九年以後二千十二年より前に建造された船舶であって五千立方メートル以上のバラスト水容積を有

するものは、 11.の規定に従ってバラスト水管理を行うものとする。

5 なくともD-二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行うものとする。 二千十二年以後に建造される船舶であって五千立方メートル以上のバラスト水容積を有するものは、 少

6 入施設にバラスト水を排出する船舶については、 この規則に定める要件は、バラスト水の受入施設のために機関が作成する指針を考慮して設計された受 適用しない。

7 だし、そのような方法は、 の保護を確保するものであり、 バラスト水管理以外の方法は、 環境、 かつ、原則として委員会が承認するものであることを条件とする。 人の健康、 1から5までに定める要件に代わるものとして認めることができる。 財産又は資源に対してこれらの要件と少なくとも同等の程度 た

B-四規則 バラスト水の交換

1 D-一規則の基準を満たすためにバラスト水の交換を行う船舶は、次の要件を満たすものとする。

1. 1 ルの水域において、 可能なときは、最も近い陸地からの距離が少なくとも二百海里で、かつ、少なくとも水深二百メート 機関が作成する指針を考慮して行う。

1.2 船舶が11の規定に従ってバラスト水の交換を行うことが不可能なときは、バラスト水の交換は、 最

も五十海里で、かつ、少なくとも水深二百メートルの水域において、11に規定する指針を考慮して行 も近い陸地からできる限り離れて行うものとし、 いかなる場合にも最も近い陸地からの距離が少なくと

う。

2 当なときは うことができる海域を指定することができる。 最も近い陸地からの距離又は水深が11.及び1.に定める条件を満たさない海域において、 近隣の国又は他国と協議 の上、 船舶がバラスト水の交換を11に規定する指針を考慮して行 寄港国 は、

適

3 されない。 船舶は、 1に定める要件に適合するため、予定された航海を変更し、 又は航海を遅延させることを要求

4 傷又はその他の異常な状況により、 かすおそれがあると船長が合理的に決定する場合において、適当なときは、1又は2の規定に適合するこ バラスト水の交換を行う船舶は、バラスト水の交換が、荒天状態、 当該船舶、その乗組員若しくはその乗客の安全又は船舶の復原性を脅 船舶の設計若しくは応力、 設備 の損

船舶がバラスト水の交換を行うことを要求される場合において、 当該船舶がこのB-四規則に従いバラ

5

とを要求されない。

スト水の交換を行わないときは、 その理由をバラスト水記録簿に記載するものとする。

B-五規則 船舶のための沈殿物の管理

1 全ての船舶は、 船舶 のバラスト水管理計画の規定に従い、 バラスト水を積載するために指定された場所

から沈殿物を除去し、及び処理するものとする。

2 В -三規則3から5までに規定する船舶は、 安全性又は運航の効率を低下させることなく、

殿物 の取入れ及び望ま しくない貯留を最小にし、 沈殿物の除去を容易にし、 並びに沈殿物の除 去及び試 料

船舶

の沈

採取 のため の安全なアクセスが提供されるように、 機関が 作成する指針を考慮して設計され、 及び建造さ

れるべきである。 B-三規則 1に規定する船舶は、 実行可能な限り、 この2の規定に適合すべきである。

B-六規則 職員及び乗組員の任務

職員及び乗組員は、 その業務を行う船舶に固有のバラスト水管理の実施における自己の任務に精通し、か

自己の任務に相応して、当該船舶のバラスト水管理計画に精通するものとする。

C節 一定の水域における特別の要件

C – 一規則 追加的な措置

- 1 締約国が、 単独で又は他の締約国と共同して、 船舶のバラスト水及び沈殿物を介した有害な水生生物及
- び病原体 の移動を防止し、 軽減し、 又は除去するために前節の措置に加えて措置が必要と判断する場合に
- は、 そのような判断を行った締約国 は、 船舶に対し、 国際法に適合する範囲内で、 特定の基準又は要件を
- 満たすよう要求することができる。
- 2 1 の規定に基づいて基準又は要件を定めるに先立ち、 締約国 は、 当該基準又は要件によって影響を受け
- ることのある近隣 \mathcal{O} 国又は他国と協議すべきである。

3

1

 \mathcal{O}

規定に基づい

て追加的な措置を導入する意図を有する締約国は、

次のことを行う。

- 3. 1
- 機関が作成する指針を考慮に入れること。
- 3. 2 緊急又は伝染病の場合を除くほか、 追加的な措置を定める意図を当該措置の実施が予定されている日
- \mathcal{O} 少なくとも六箇月前に機関に伝達すること。 伝達する内容には、 次のものを含む。
- 3. 2. 1 追加的な措置が適用される正確な経緯度
- 3. 2. 2 追加; 的な措置を適用する必要性及び理由 (可能な場合には、 便益を含む。)
- 3. 2. 3 追加; 的な措置についての説明

- 3. 2. 4 船舶 による追加的な措置の遵守を促進するために提供することができる措置
- 3.3 海洋法 機関 からの承認を得ること。 に関する国際連合条約に反映されている国際慣習法が必要とする限度において、 適当なとき

は、

- 4 が、 切なサー 締約国 これらに限定されない。 ・ビス は、 追加的な措置を導入するに当たり、 (水域並びに利用可能及び代替的な航路又は港につい を利用に供するよう努める。 船舶 の負担を軽減するため、 ての船員 へ の 実行可能な限り、 通報を含むことができる 全ての適
- 5 ţ 締 船舶が 約 国 が 適合しなければならない他 採用するい かなる追加的な措置も、 の条約に抵触するものであってはならない。 船 舶 の安全性を低下させ、 また、 , J かなる場合にお į١ 7
- 6 追 加 的な措置を導入した締約国は、 適当と認める一定の期間又は特定の状況においてこれらの措置を免

除することができる。

1 締約国は、 C一二規則 その管轄の下にある水域であって既知の条件によりバラスト水を取り入れるべきでない 定の水域におけるバラスト水の取入れに関する警告及び関連する旗国 |の措置 . もの

を船員に通報するよう努める。

当該締約国は、

そのような通報の中に当該水域の正

確な位置及び可能

な場場

合にはバラスト水の取入れのための代替的な水域の位置を含める。 警告は、 次のいずれかの水域について

発出する。

1.1 バラスト水の取入れ又は排出が関連性を有すると思われる有害な水生生物及び病原体の発生、 まん延

又は 個 体 群 の存在 (例えば、 有害な藻類の異常発生) が判明している水域

1.2 汚水の排出口の付近

1.3 潮汐による浄化が不十分な水域又は潮汐が 層濁ることが判明している時間

2 締 約国 は、 1の規定に従い水域を船員に通報することに加え、 機関及び潜在的に影響を受ける可 能性の

ある沿岸国に対し、 1に特定する水域及び1に規定する警告が効力を有すると思われる期間につい て通 報

な場合にはバラスト水の取入れのための代替的な水域の位置を含める。 当該通報には、 当該水域に における

機関及び潜在的に影響を受ける可能性のある沿岸国への通報には、

当該水域の正

確な位置及び可

能

する。

バラスト水の取入れを必要とする船舶に対し代替的な供給のための措置を示した助言を含む。 締約 玉 は

当該警告を適用しなくなったときは、 船員、 機関及び潜在的に影響を受ける可能性のある沿岸国に通報す

る。

C-三規則 情報の伝達

機関は、 C-一規則及びC-二規則の規定により伝達された情報を適当な手段によって利用可能なものと

する。

D節 バラスト水管理のための基準

D-一規則 バラスト水の交換のための基準

1 こ の D 規則の規定に従 いバラスト水の交換を実施する船舶は、 バラスト水の少なくとも九十五]

セントの容積を交換する効率によって実施するものとする。

2 ポンプによる送水を行う方法でバラスト水を交換する船舶について、ポンプにより各バラスト水タンク

の容積の三倍の量の送水を行うことは、 1に定める基準を満たすものとみなす。少なくとも九十五パーセ

ラスト水タンクの容積の三倍未満の量の送水を行うことは、1に定める基準を満たすものとする。

ントの容積を交換することができることを船舶が証明することができる場合において、ポンプにより各バ

D-二規則 バラスト水の処理のための実施基準

1 このD-二規則の規定に従いバラスト水管理を行う船舶は、 最小の寸法が五十マイクロメートル以上の

が 十 メー 生物については一立方メートル当たりの生存している生物の数が十未満、 未満 トル以上五十マイクロメートル未満の生物については一ミリリットル当たりの生存している生物 のバラスト水を排出するものとし、 指標微生物の排出は、 2に規定する濃度を超えないものとす また、 最小の寸法が十マイクロ の数

2 人の健康の基準としての指標微生物には、次のものを含む。

る。

2. 1 産 毒 性 0) コ レ ラ菌 ô 一及び〇-一三九)については、バラスト水百ミリリット ル当たり一 コ 口

ニーフォ ーミングユニット c f u未満又は動物プランクトンの試料の湿重量一グラム当たり一 c f

u未満

大腸菌については、バラスト水百ミリリットル当たり二百五十cf u未満

腸球菌については、バラスト水百ミリリットル当たり百cf u 未満

2.3

2.2

D —三規則 バラスト水管理システムについての承認のための要件

1 2に規定する場合を除くほ か、 条約に適合するために用いられるバラスト水管理システムは、 機関が作

成する指針を考慮して主管庁が承認しなければならない。

- 2 それらの申 ステムは、 条約に適合するために活性物質又は一若しくは二以上の活性物質を含む製剤を用いるバラスト水管理シ 請 機関が作成する手続に従い の方法について定める。 承認 機関が承認する。 の撤回に際して、 この手続は、 関連する活性物質 活性物質の の使用 承認及びその は、 当該 撤 撤 口 口 並 \mathcal{O} びに 日 \mathcal{O}
- 3 条約、 に適合するために用 いられ るバ ラスト水管理システムは、 船舶、 その設備及びその乗組員に対して

後

年

以内

に禁止され

る。

D-四規則 試験的なバラスト水の処理技術

安全なものでなけ

ń

ば

なら

な

1 \mathcal{O} 基準が効力を生ずる日前 バラスト 水 の有望な処理技術 に参加する船舶 の試 験及び評 については、 価 を行うために主管庁が承認するプログラムに、 当該船舶が 同 .規則 で基準 の遵守を求められる日 D —二規則 か

ら五

年間、

同規則の基準を適用しない。

2 が 試 験及び評 効力を生じた日の後に参加する船舶については、 D —二規則 価を行うために、 の基準を上回る基準を達成する処理技術となる可能性があるバラスト水の有望な処理技術の 機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認するプログラムに同 当該処理技術を搭載した日から五年間、 同 規則 規則 \mathcal{O} \mathcal{O} 基準 基 準

3 バラスト水の有望な処理技術の試験及び評価を行うためのプログラムを作成し、及び実施するに当た

り、締約国は、次のことを行う。

3.1 機関が作成する指針を考慮すること。

3. 2 当該処理技術 の試験を効果的に行うために必要な最小限の数の船舶にのみ参加を認めること。

4 処理システムは、 試験及び評価 の期間を通じて、 一貫して、 かつ、 設計どおりに運用する。

D-五規則 機関による基準の再検討

1 D-二規則に定める基準の効力が生ずる最も早い日の遅くとも三年前までに開催される委員会の会合に

おいて、委員会は、

及び開発途上国特に開発途上にある島嶼国の開発の必要に関する社会経済上の影響の評価を含む再検討を

適切な技術が当該基準の達成のために利用可能か否かの決定、

2に定める基準

-の評価

行う。委員会は、また、 B-三規則1に規定する船舶についての関係要件及びこの附属書に規定するバラ

スト水管理の他の側面 (機関が作成する指針を含む。)を検討するため、適当な場合には、定期的な再検

討を行う。

- 2 適切な技術の再検討は、次のことも考慮して行う。
- 2.1 船舶及び乗組員に関する安全についての考慮
- 2. 2 環境上の受容性、 すなわち、 適切な技術によって解決される環境上の影響よりも多大な影響を生じな

いこと。

- 2. 実行可能性、すなわち、船舶の設計及び運航との両立性
- 2. 費用対効果、すなわち、経済的であること。
- 2.5 バラスト水の中の有害な水生生物及び病原体を除去し、 又は殺滅することに関する生物学的な有効性
- 3 該部会の構成及び付託事項並びに設置された当該部会で取り扱うべき特定の問題を決定する。 委員会は、 1に規定する再検討を行うため一又は二以上の部会を設置することができる。 委員会は、 当該部会 当
- 約国のみが、委員会が行う勧告及び改正の決定の作成に参加することができる。 は、締約国による検討のため、この附属書の改正のための提案を作成し、及び勧告することができる。

締

4 には、 このD-五規則に規定する再検討に基づき、 当該改正は、 条約第十九条に定める手続に従って採択され、 締約国がこの附属書の改正を採択することを決定する場合 及び効力を生ずる。

E節 バラスト水管理のための検査及び証明の要件

E—一規則 検査

1 この条約 が適用される総トン数四 百トン以上の船舶 (浮体式プラットフォー ム、 浮体式貯蔵施設及び浮

体式生産貯 蔵 取 卸施設を除く。)は、 次に定める検査を受ける。

1. 1 船舶 の就航 前又はE 一二規則若しくはE一三規則の規定によって要求される証書が初めて発給される

前に行わ れる最初 の検査。 この検査 は、 В 規則 \mathcal{O} 規定が要求するバラスト水管理計 画 並 びに関連す

る構造、 設備、 装置、 取付 け物、 配 置及び材料又は工程が、この条約の要件に完全に適合することを確

認する。

1.2 Е -五規則2及び5から7までの規定が適用される場合を除くほか、 主管庁の定める五年を超えない

間隔で行う更新検査。この検査は、 В 一一規則の規定が要求するバラスト水管理計画並びに関連する構

造 設備、 装置、 取付け物、 配置及び材料又は工程が、この条約の関係要件に完全に適合することを確

認する。

1.3 証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準 日の前後三箇月以内に行う中間検

查。 良好な作動状態にあることを確保する。 のための設備、 に基づいて発給される証書に裏書をする。 この検査については、 関連する装置及び工程が、この附属書に定める関係要件に完全に適合しており、 11に定める年次検査の一に代えて行う。この中間検査は、バラスト水管理 この検査を行った場合には、 E-二規則又はE-三規則の規定 かつ、

1.4 舶 行 連する構造、 った場合には、 の予定された用途に適合することを確保するために行う一般的な検査を含む。)。 検査基準 Ė 設備、 の前後三箇月以内に行う年次検査 E-二規則又はE-三規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。 装置、 取付け物、 配置及び材料又は工程が、 $\widehat{\mathbf{B}}$ 規則の規定が要求するバラスト水管理 9 の規定に従って維持され この年次 計 カン 検査 画に 船 を . 関

する。 は、 は著 この条約に完全に適合するため、 船舶 しい修繕が行われた場合には、 当該追加検査を行った場合には、E-二規則又はE-三規則の規定に基づいて発給される証書に がこの条約の要件に適合するように変更、交換又は著しい修繕が実効的に行われたことを確保 構造、 状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。 設備、 装置、 取付け物、 配置及び材料の必要な変更、 この追 加 交換又 検 査

裏書をする。

1.5

- 2 主管庁は、 1の規定が適用されない船舶がこの条約の関係規定に適合することを確保するため、 適当な
- 措置をとる。
- 3 この条約の実施を目的とする船舶の検査は、 主管庁の職員が行う。 もっとも、 主管庁は、 自己の指名す
- る検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。
- 4 3 の規定により検査を行う検査員を指名し、 又は当該検査を行う団体を認定する主管庁は、 指名された
- 検査員又は認定された団体 (注2) に対し少なくとも次のことを行う権限を与える。
- 指名された検査員又は認定された団体が検査を行う船舶に対してこの条約の規定に適合することを要
- 求すること。
- 4. 2 締約国である寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査及び監督を行うこと。
- 注 2 機関が決議A七三九(8)において採択した指針 (機関が改正する場合には、 当該改正を含む。)及び機関が決議A七八九(1)にお
- いて採択した基準(機関が改正する場合には、当該改正を含む。)を参照すること。
- 5 主管庁は、 指名された検査員及び認定された団体に与える権限についてその責任の範囲及び条件を機関
- に通報するものとし、 機関は、 締約国の職員が了知するよう締約国に対しその通報を回章に付する。

6 報され 規則 は、 境 舶 員又は団体に対し、 員又は認定され が他 主管庁、 人の健力 船舶を適合させるために是正措置がとられることを速やかに確保する。 の規定によって要求される証書の記載事項どおりでないと判断する場合又は の締 るものとし、 指名された検査員又は認定された団体が、 康 約 国 た 団 だ 財産若しくは資源に害を与えるおそれがあると認める場合には、 の港にあるときは、 この 体 適当な場合には、 が 清港国 E-一規則の規定に基づく義務 |の適! 寄港国 切な当局に通報した場合には、 証書が発給されないこと又は証 一の当局 は直ちに通報を受ける。 船舶のバラスト水管理がE-二規則若しくはE (条約第九条に規定する措置を含む。) 寄港国 書が回収されることを確保する。 主管庁 \mathcal{O} 政府は、 検査員又は団体は、 の職員、 当該検査員又は当 船舶が航行に際して環 これら 指名された検査 の職員、 直 の遂行に ちに 該 <u>|</u> 三 検査 団 船 体 通

7 す欠陥 受けた者は、 \mathcal{O} 発給について責任を有する主管庁、 船 舶 が発見された場合には、 に事故が生じた場合又はこの条約に従ってバラスト水管理を行う船舶の能力に実質的な影響を及ぼ 1の規定により要求されるような検査が必要であるか否かを決定するための調査を開 当該船 認定された団体又は指名された検査員に報告するものとし、 舶の所有者、 運航者又は他の責任者は、できる限り速やかに、 報告を 証 書

必要な援助を与える。

る。 当該船舶が他の締約国の港にある場合には、 当該船舶の所有者、 運航者又は他の責任者は、 当該他の

締約国の当局にも速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、 この報告が行わ

れたことを確認する。

8 主管庁は、 あらゆる場合において、 検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、 この義務の履

行のため必要な措置をとる。

9 船 舶並びにその設備、 装置及び工程の状態は、 船舶が環境、 人の健康、 財産又は資源に害を与えること

なく航行することを確保するため、 全ての点においてこの条約に適合するように維持するものとする。

10 1の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、 В Ī — 規則の規定によって要

求され、かつ、検査の対象となるバラスト水管理計画に関連する構造、 設備、 取付け物、 配置又は材料の

変更を行ってはならない。ただし、これらの設備又は取付け物を直接交換する場合を除く。

E-二規則 証書の発給又は裏書

1 主管庁は、 E | ___ 規則の規定による検査の完了後同規則の規定が適用される船舶に証書が発給されるよ

う確保する。 締約国の権限に基づいて発給される証書は、 他の締約国によって認容されるものとし、この

条約の適用上、 当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとみなされる。

2 管庁は、 証 書は、 あらゆる場合において、証書について全責任を負う。 主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書をする。 主

E―三規則 他の締約国による証書の発給又は裏書

1 くは 約の規定に適合していると認めるときは、 他 証書が の締約国は、 発給されることを認め、 主管庁の要請があったときは、 又は、 この附属書に基づいて、 適当な場合には、 船舶に検査を受けさせることができるものとし、この条 船舶の証書に裏書をするか若しくは証書が 当該船舶に対し証書を発給するか若 裏

2 証 書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行った主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

書されることを認める。

3 証書は、 このようにして発給する証書には、 当該主管庁により発給される証書と同一のものとみなされ、 その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その 同一の効力を有する。

証 書は、 締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

4

E - 四規則 証書の様式

れる言語が英語 証書は、 付録Ⅰに定める様式により、 フランス語又はスペイン語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳 証書を発給する締約国の公用語で作成するものとし、 また、 使用さ

文を付する。

E-五規則 証書の有効期間及び効力

証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、

発給する。

2 更新検査

たな証

書は、

当該:

検査

一の完了

の目か

5

当該

協満了の

日

から五年を超えない日までの期間

効力を有する。

1

2. 1 更新 検 査 が 証書 の有効期 間 の満了 *(*) 日 前三箇月以内に完了する場合には、 1 の規定に か か わらず、 新

2. 2 更新: 検査が 証 書 の有効期間 の満了 う 日 の後に完了する場合には、 新たな証書は、 当該検査の完了の 日

から、 当該 満了の日 から五年を超えない日までの期間効力を有する。

2.3 の完了の日 更新検査が証書 から、 当該検査 の有効期 間 の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。 の満了 の日前三箇月の日前に完了する場合には、 新たな証書は、 当該検査

証 書が 五 年未満 の期間 について発給される場合には、主管庁は、 証書の有効期間を当初 の満了の 日を超

3

えて1に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、E-一規則1.に定める検査であって証書 が五年の期間について発給される場合に適用されるものが適切に行われることを条件とする。

4 できるものとし、 に備えることができないときは、 更新検査が完了した場合において、 その証書は、 当該満了の日から更に五箇月を超えない期間について効力を有するものと 主管庁により権限を与えられた者又は団体は、 証書の有効期間の満了の日前に新たな証書を発給すること又は 証 書に裏書をすることが 船舶

する。

5 り、 許与された証書を備える船舶は、その検査が行われる予定の港に到着したときは、新たな証書の発給を受 証書は、 けない限り、 了することができるようにするためにのみ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限 効期間を延長することができる。 証書の有効期間の満了の時に船舶がその検査が行われる予定の港にない場合には、 許与される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うことはできない。 延長を許与される前の証書の有効期間 当該延長によっては、その港を離れることができない。 ただし、延長は、 の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。 当該船舶がその検査が行われる予定の港への航海を完 更新検査が完了したときは、 当該有効期間 主管庁は、 証書の有 新たな 延長を

- 6 1 ないものについては、主管庁は、 短航 海に従事する船舶に発給された証書であって、 記載された有効期間 3から5までの規定による有効期間 の満了の日から一箇月以内の猶予期 の延長がされて 間 を認めるこ
- とができる。 更新検査が完了したときは、 新たな証書は、 延長を許与される前の証 書 $\overline{\mathcal{O}}$ 有効期間 \mathcal{O} 満 了の
- 日 から五年を超えない日まで効力を有する。
- 7 効期間 主管庁が定める特別な状況においては、 の満 了 Ò 日から起算することを要しない。 新たな この特別な状況にお 証 書 の有効期間は、 2 2. 2 į١ て、 5 又 は 新たな証 6に規定する証 書 は、 更新 検 査 書 の完 \bar{O}

有

- 了 0 日 から 五. 年を超えない日まで効力を有する。
- 8 年 -次検査 が E | _-規則に規定する期間前に完了する場合には、 次の規定を適用する。
- 8.1 証書に示された検査基準日については、 裏書をすることにより、 検査の完了の 日 の後三箇月を超えな

7

日に相当する日に改める。

- 8.2 用いることによって同規則に規定する間隔で完了するものとする。 E | |-規則の規定により要求されるその後の年次検査又は中間検査については、 新たな検査基準日を
- 8.3 証書の有効期間 の満了の日については、E-一規則に規定する検査の最大の間隔を超えないように必

9 E-二規則又はE-三規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、 効力を失

う。

9.1 この条約に完全に適合するために必要な構造、 設備、 装置、 取付け物、 配置及び材料が変更され、 交

換され、 又は著しく修繕された場合において証書にこの 附属書の規定による裏書がされないとき。

9.2 船舶 がその移転により他国を旗国とすることとなる場合。 新たな証書は、 これを発給する締約 国 | |が当

該 船 舶が Е 規則に定める要件に完全に適合していると認めた場合にのみ発給される。 締 約国 間 で船

舶が移転された場合において、 当該船舶の旗国であった締約国が移転の後三箇月以内に要請を受けたと

きは、できる限り速やかに、 検査の報告書の写しを主管庁に送付する。 移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する

9.4 9.3 Е 規則1に規定する期間内に関連する検査が完了しない場合

Е Ī — 規則1に従って証書が裏書されない場合

付録 I 国際バラスト水管理証書の様式

国際バラスト水管理証書

\forall	
	船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条
	5 (以下
	、「条約」
	という。)
	の規定に基づい

政府の権限の下に、
(国の正式名称)
が発給する。
(条約により権限を与えられた者又は団体の名称)
船舶の要目 (注1)
船名
船舶番号又は信号符字
<u> </u>

D-2規則に従う。

() () () () () () () () () ()	
コーこの船舶は、 $\mathrm{D}-4$ 規則に従う。	
この証書は、次のことを証明する。	
この船舶が、条約附属書E-1規則の規定により検査が行われたこと。	
検査の結果、この船舶のバラスト水管理が条約附属書の規定に適合していること。	
Lの証書は、条約附属書E-1規則の規定による検査が行われることを条件として、	
まで効力を有する。	
この証書の基礎となる検査が完了した日:日/月/西暦年	
において発給した。	
(証書の発給の場所)	
(発給の日) (証書の発給について権限のある職員の署名)	

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査及び中間検査のための裏書

に適合していることが認められたことを証明する。 この証書は、この船舶が、条約附属書E-1規則の規定により要求される検査において、条約の関係規定

				年次検査					年次検査(注)/中間検査(注)
(必要に応じて、当局の印章)	Ħ	場所	(正当に権限を与えられた職員の署名)	署名	(必要に応じて、当局の印章)	\exists	場所	(正当に権限を与えられた職員の署名)	署名

注 該当しないものを抹消すること。

E-5規則8.3の規定による年次検査/中間検査

約の関係規定に適合している	この証書は、この船舶が、
ことが認められたことを証明する。	条約附属書E-5規則8.3の規定による年次検査/中間検査 (注) において、条

署名	3の規定によりまで効力を有する。	この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書E	発給された証書の有効期間を延長するための裏書	E-5規則3の規定を適用する場合における5年未満の期間について	(必要に応じて、当局の印章)	場所	(権限を与えられた職員の署名)	署名	約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。
	有する。	ば、条約附属書E-5規則		21162					

(権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、当局の印章)	日 	場所	(権限を与えられた職員の署名)	署名	4の規定によりまで効力を有する。	この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書E-5規則	更新検査が完了し、E-5規則4の規定を適用する場合における裏書	(必要に応じて、当局の印章)	□	場所
						属書E-5規則				

注 該当しないものを抹消すること。

E-5規則5又は6の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間

又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書
この証書は、条約附属書E-5規則5又は6(注)の規定により
まで効力を有する。
署名
(権限を与えられた職員の署名)
場所
(必要に応じて、当局の印章)
E-5規則8の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書
条約附属書E-5規則8の規定により、新たな検査基準日は、
とする。

(権限を与えられた職員の署名)

署名 (正当に権限を与えられた職員の署名) 場所 (必要に応じて、当局の印章)
場所 日

いなか。

注 該当しないものを抹消すること。

付録Ⅱ バラスト水記録簿の様式

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約

516	らまでの期間	
船名		
国際海事機関船舶識別番号		
旗国		
バラスト水容積(立方メートル)		
この船舶は、バラスト水管理計画を備える。	を備える。□	
バラスト水タンクを示す船舶の図面	面	

はじめに

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約附属書B-2規則の規定により、各バラ

含まれる。 スト水に関する作業の記録は、保持されるものとする。当該作業には、海上及び受入施設における排出が

2 バラスト水及びバラスト水管理

船舶内に取り入れられた水をいう。バラスト水の管理は、承認されたバラスト水管理計画に従うとと に、機関が作成する指針(注3)を考慮するものとする。 「バラスト水」とは、船舶の縦傾斜、横傾斜、喫水、復原性又は応力を制御するため、懸濁物質と共に Œ

注 ယ 理のための指針を参照すること。 機関が決議A.868(20)において採択した有害な水生生物及び病原体の移動を最小にするための船舶のバラスト水の規制及び管

3 バラスト水記録簿への記載

バラスト水記録簿への記載は、以下の場合に行うものとする。

- 3.1 バラスト水が船舶に取り入れられたとき。
- 3.1.1 取入れの日、時刻及び港又は施設の位置(港又は緯度/経度)、港外の場合は水深
- 3.1.2 取り入れられた推計容積(立方メートル)

- 3.1.3 作業の担当職員の署名
- 3. 2 バラスト水管理の目的でバラスト水が循環され、又は処理されたとき。
- 3.2.1 作業の日及び時刻
- 3.2.2 循環され、又は処理された推計容積(立方メートル)
- 3.2.3 バラスト水管理計画に従って行われたか否か。
- 3.2.4 作業の担当職員の署名
- 3.3 バラスト水が海洋へ排出されたとき。
- ω 3. 1 排出の日、時刻及び港又は施設の位置(港又は緯度/経度)
- 3.3.2 排出された推計容積及び残留容積(立方メートル)
- ω . 3. 3 承認されたバラスト水管理計画が排出の前に実施されたか否か。
- 3.3.4 作業の担当職員の署名
- 3.4 バラスト水が受入施設へ排出されたとき。
- 3.4.1 取入れの日、時刻及び位置

- 3.4.2 排出の日、時刻及び位置
- 3.4.3 港又は施設
- 3.4.4 排出され、又は取り入れられた推計容積(立方メートル)
- ω . 4. 5 承認されたバラスト水管理計画が排出の前に実施されたか否か。
- 3.4.6 作業の担当職員の署名
- 3.5 事故による又は例外的なバラスト水の取入れ又は排出
- 3.5.1 発生の日及び時刻
- 3.5.2 発生時の港又は船舶の位置
- 3.5.3 排出された推計容積
- 3. 5. 4 取入れ、排出、流出又は喪失の状況、その理由及び一般的記述
- ω . 5. 5 承認されたバラスト水管理計画が排出の前に実施されたか否か。
- 3.5.6 作業の担当職員の署名
- 3.6 追加的な作業手順及び一般的記述

4 バラスト水の容積

船舶内のバラスト水の容積は、立方メートルで推計されるべきである。バラスト水記録簿には、バラス

ト水の推計容積についての詳細な言及を含む。バラスト水の容積の推計の正確さは、解釈に委ねられる。

バラスト水に関する作業の記録

船舶番号又は信号符字	船名	バラスト水記録簿のページのサンプル

作業の記録/担当職員の署名	項目 (番号)	Ш

